

鳥取県公報

昭和二十七年四月十日
外 木 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◇告示 農業災害補償法に基く死亡廃用共済の共済金額の最低額に対応する共済掛金の基準

告 示

◇鳥取県告示第二百三十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）に基く昭和二十七年において適用する死亡廃用共済の共済金額の最低額に対応する共済掛金の基準を次のように定める。

昭和二十七年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

共 済 目 的	地 域	共済掛金の基準
出生後第五月の月の末日を 経過した乳牛、乳用種種雄 牛、役肉用種種雄牛	県下一円	四二〇円
出生後第五月の月の末日を 経過したその他の牛	岩美郡 八頭郡 気高郡 東伯郡、西伯 郡、日野郡	四〇〇円 三〇〇円 三五〇円 三七〇円
明け二才以上の馬	県下一円	八〇〇円